

議案第60号

木津川市過疎地域持続的発展基金条例の制定について

木津川市過疎地域持続的発展基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」第2条第2項の規定により、加茂地域が令和4年4月1日付けで過疎地域として公示されたことに伴い、同法第8条の規定により策定する木津川市過疎地域持続的発展市町村計画に定める過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源を確保するため、木津川市過疎地域持続的発展基金を設置するものです。

木津川市過疎地域持続的発展基金条例（案）

（設置）

第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源を確保するため、木津川市過疎地域持続的発展基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第60号 木津川市過疎地域持続的発展基金条例の制定について	
担 当 課	財政課 財政係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)」第2条第2項の規定により、加茂地域が令和4年4月1日付けで過疎地域として公示されたことに伴い、同法第8条の規定により策定する木津川市過疎地域持続的発展市町村計画に定める過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源を確保するため、木津川市過疎地域持続的発展基金を設置するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂地域が過疎地域として公示(4月1日) ・課内で協議・検討を行い、制定案を策定 ・調整会議(10月19日)、政策会議(10月26日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	③ 財政基盤の確立 イ・財政基盤の確立
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>当該基金を設置することにより、翌年度以降に実施する過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源を確保することができる。</p>	